資料 1-1

【議 題 1】

令和4年度岩手支部保険料率について

I. 令和4年度保険料率について 【医療分】

1. これまでの議論の経緯

- 平成29年12月19日の運営委員会に、理事長より「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち 位置を明確にしたい」旨の考えが示されている。
- 令和4年度の保険料率については、この理事長発言を踏まえつつ、高齢化の進展による医療費の増大や令和4年度以降、後期高齢者が急増することによる後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること、新型コロナウィルス感染症拡大による経済情勢の悪化等、協会けんぽの財政は今後も予断を許さない状況にあることを説明したうえで、運営委員会で議論が進められた。
- ▶ 運営委員会では、一部引き下げに係る意見もあったが、全体としては平均保険料率10%維持の意見が多数を占めた。 (運営委員の主な意見は、3ページ参照)
- 支部評議会においては、理事長の現時点における考えを説明したうえで、特段の意見があれば意見書を提出することとしているが、意見の提出なしが2支部、意見書の提出があった支部では、平均保険料率10%の維持が31支部、引き下げるべきが4支部となっている。(5ページ参照)
- ▶ また、保険料率の変更時期については4月納付分(3月分)以外の意見は、ほぼなしであった。

2. 協会としての対応

- ① 平均保険料率について
 - 令和4年度の平均保険料率は10%を維持する
- ② 保険料率の変更時期について令和4年4月納付分(3月分保険料)からとする

令和4年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

1. 平均保険料率及び準備金

- 令和4年度の平均保険料率を10%とすることに異論はないが、準備金を取組の原資として有効活用してほしい。取組例として、健康経営セミナーの積極的な開催や事業所カルテ配布活動の強化などが考えられる。事業主が健康経営に取り組み、従業員が心身ともに健康な状態で働くことにより、生産性の向上や企業経営への好影響が期待できるものである。
- 支部評議会の意見では、平均保険料率10%を維持するべきとの意見が多くなっているが、これらは、将来的な負担増を考慮しての 消極的な賛成と思われる。これまでのように、中長期的な観点で平均保険料率を10%に据え置くだけでは、各支部の評議員、事業 主や被保険者の納得は得られないと考える。

本運営委員会でも、支部から出されている保険料率の引き下げや準備金の還元・活用、国庫補助率の引き上げ等の意見について、 しっかりと受け止めて検討して欲しい。このような検討を行う場合、特に被保険者の意見を反映させる必要があると考えている。被保険 者に、協会が国庫補助の約3倍の額を高齢者医療への拠出金として負担していることを知っていただくよう、十分周知広報してもらいたい。そうすることで、被保険者自ら声を出してもらうことが可能となると思う。

国民皆保険を維持するために、協会けんぽが今後どうあるべきなのか、どこまで保険料の負担ができるのかなどを考えた上で、大きな視点で政府に要望していく時期にきているのではないか。

■ 本来であれば、わずかでも保険料率を引き下げ、事業主の負担を軽減していただきたい。一方で、協会けんぽの財政状況は赤字構造が続き、今後新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等がないとは言えず、将来的にも不安定な状況が続くことが見込まれる。これらを踏まえると、制度の安定的な運営のために、今は平均保険料率10%を維持することが重要である。

国庫負担については、各支部の評議会で多くの支部から上限の20%まで引き上げを要望する意見が出ている。準備金残高が積み上がっている中で、加入者への還元策として特定健診等の補助率の引き上げを何とか実現し、協会けんぽの運営を維持していただきたい。

■ 平均保険料率が頻繁に変動すると、医療保険制度に対する不安感につながると感じる。これまで中長期的な視点で考えることを貫 いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当であると考える。

一方で、準備金の残高がかなり積みあがっていることも事実であり、支部評議会の意見でも「加入者に還元すべき」という意見が出ている。また、法定準備金の積立額は1か月分で妥当なのか、という支部評議会の意見には同感である。

令和4年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見(続き)

■ 保険料の負担感も高まっているが、被保険者の立場として、健全な運営を将来にわたって継続するために安定した財政基盤を確保する必要性は理解できる。したがって、令和4年度の平均保険料率について10%を維持することは、セーフティネットとしての役割の観点からやむを得ないと考えるが、2点踏まえていただきたい。

1点目は、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、より丁寧な説明に努めていただきたい。 2点目は、被保険者や被扶養者の健康増進のための様々な事業を行っていただきたい。

また、どの程度まで準備金を積み上げておくことが妥当なのか、ということを検討するのは本運営委員会の役割ではないか。

- 被保険者にとっては、保険料率を引き下げて負担を少しでも軽くすることが一番だが、今後のことを考えると10%維持が妥当。 準備金に関しても、準備金が5か月分積み上がっていることを踏まえ、準備金のあり方や還元策を含めて検討いただきたい。
- 基本的には平均保険料率10%維持を支持する。一旦、保険料率を引き下げたとしても、また引き上げることが視野に入っている以上は、なるべく平均保険料率10%を維持していくことが事業主の立場に立っても望ましいと考える。

準備金が積み上がっていることで、様々な意見が出ていることも理解する。加入者、事業主、保険者、いずれにもメリットが受けられるような方策を真剣に考えることが求められており、そのための検討・議論を早急にすべきである。また、シミュレーションの信頼性、整合性等を確認したうえで、更に議論が進むことを期待したい。

2. 保険料率の変更時期

● 令和4年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

令和4年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見については、

- 医療費の伸びが賃金を上回る赤字構造や、今後、団塊世代全て期高齢者となる2025年度以降も後期高齢者 支援金が増大していくなど、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率 10 %を超えないように ということを基本に考えている
- 協会の財政について、「大きな変動が限り、中長期考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていないことについて評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし 2支部(6支部) ※()は昨年の支部数 意見の提出あり 45支部(41支部) ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 31支部(31支部) ② ①と③の両方の意見のある支部 10支部(5支部) ←岩手支部意見は②に該当 ③ 引き下げるべきという支部 4支部(2支部) ④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) 〇支部(3支部)

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

インセンティブ保険料率について

- インセンティブ制度に係る令和2年度実績の評価方法については、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出されたことにより、当該地域とそれ以外の地域によって特定健診及び特定保健指導等の取扱いの差が生じたこと、新型コロナウイルス感染症の影響により医療機関及び健診機関への加入者の受診控えが生じたことを踏まえ、検討を行った結果、第113回運営委員会において、「令和2年度の実績値については、補正を行わずに、令和2年度実績を反映する令和4年度のインセンティブ保険料率は、0.007%に据え置く」ことで、運営委員会としての意見が集約されたところ。
- その後、健康保険法施行令及び健康保険法施行規則が改正された。
- → 今回の改定により、令和4年度のインセンティブ保険料率は、令和3年度と同様に0.007%に据え置かれることとなった。 (※なお、令和5年度からは0.01%に引き上がることとなる。)

都道府県単位保険料率決定までスケジュール(予定含む)

12月17日 運営委員会(平均保険料率の方針決定)

12月24日 政府予算案(令和4年度)の閣議決定

1月11日~19日 支部評議会の開催(都道府県単位保険料率の変更についての意見聴取)

(上記評議会開催後) 支部長から理事長への意見の申出

1月27日 運営委員会にて都道府県単位保険料率の決定

料率変更について、厚生労働大臣へ認可申請

厚生労働大臣から認可・告示

≪参考≫

◎健康保険法

第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の 意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、<u>都道府県単位保険料率の変更が必要と認められる場合には、あらかじめ、当該支部</u> に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときには、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

協会けんぽ全体の収支見込 (医療分) ※令和4年度平均保険料率10.0%の場合の見込

		R2(2020)年度	R3 (2021)年度	R4(2022)	年度	
		決算	直近見込 (R3年12月)	R3-R2	政府予算案を 踏まえた見込 (R3年12月)	R3-R2	備考
		(a)	(b)	(b-a)	(c)	(c-b)	
	保険料収入	94, 618	99, 375	4, 757	99, 369	▲ 5	H24-R3年度保険料率: 10.00%
収	国庫補助等	12, 739	12, 461	▲ 279	12, 454	▲ 7	R4年度保険料率: 10.00%
入	その他	293	275	▲ 18	266	▲ 8	
	計	107, 650	112, 110	4, 460	112, 090	▲ 21	
	保険給付費	61, 870	66, 623	4, 753	67, 304	681	
	前期高齢者納付金	15, 302	15, 541	239	15, 542	1	
支出	後期高齢者支援金	21, 320	21, 596	276	20, 790	▲ 806	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	2, 974	4, 582	1, 607	3, 868	▲ 714	
	計	101, 467	108, 343	6, 876	107, 505	▲ 838	OR4年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率
	単年度収支差	6, 183	3, 768	▲ 2, 415	4, 585	818	R4年度均衡保険料率: 9.54%
準備金残高		40, 103	43, 870	3, 768	48, 456	4, 585	

- 注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
- 令和4年度協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案(診療報酬改定、薬価改定等)を踏まえて算出した結果、<u>単年度収支差は4,600億円</u>、令和4年度末時点での<u>準備金残高は4兆8,000億円</u>が見込まれる。
- 収入について、収入総額は令和3年度(決算見込み)から20億円の減少となる見込み。これは政府予算案を踏まえると、保険料収入及び 国庫補助等がほぼ横ばいとなることによるもの。
- 支出について、支出総額は令和3年度(決算見込み)から800億円の減少となる見込み。これは主に「高齢者医療への拠出金等」について、 後期高齢者支援金等の概算額が増加する一方で、令和2年度分の拠出金の精算による戻り分と相殺されることによるものと、「その他」につい て、令和3年度は令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金の返還額が計上されていたが、令和4年度はその影響がなくなることに よるもの。

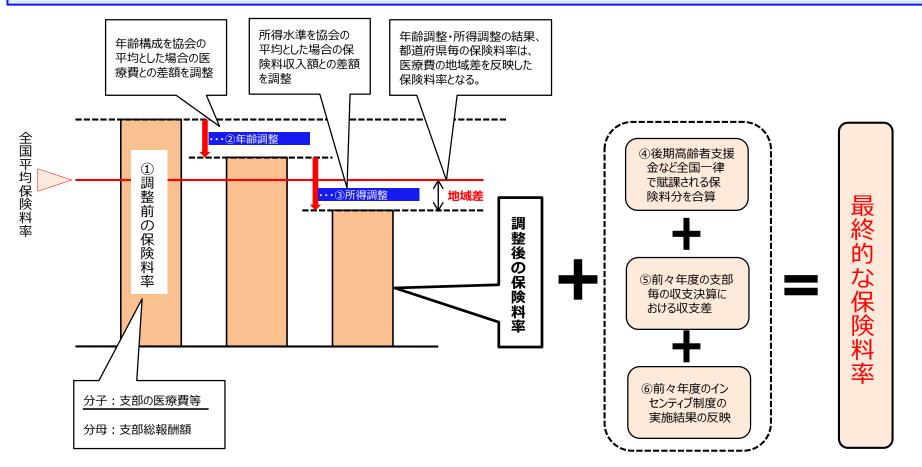
8

(単位:億円)

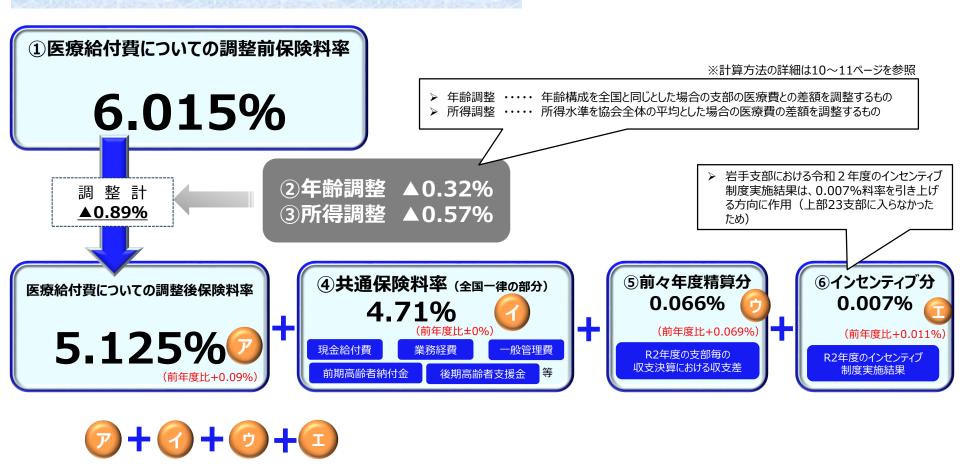
都道府県単位保険料率決定のプロセス・イメージ

- 地域の年齢構成や所得水準を考慮することなく、医療費をそのままその都道府県単位保険料率に反映させると、年齢構成の高い都道府県 ほど医療費が高く、保険料率も高くなる。また、所得水準の低い都道府県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。
- このため、都道府県単位保険料率の設定に当たっては、その地域の年齢構成や所得水準の違いをそのまま料率に反映させるのではなく、年齢構成の違いによる医療費の差や、所得水準の違いによる財政力の差を調整した上で、各都道府県単位保険料率を設定することとなっている。

保険料率決定の大まかなイメージ(年齢構成における高齢者の割合が高く、所得水準が低い岩手支部の場合)



令和4年度 岩手支部の保険料率について



令和4年度における岩手支部 保険料率

9.91% (小数点以下第3位四捨五入)

«参考»

●実際の保険料額

岩手支部における平均の標準報酬月額26万円の場合(R3.9月時点)※介護保険料を除く

- ·令和3年度料率9.74%⇒25,324円(折半額12,662円)
- •令和4年度料率9.91%⇒25,766円(折半額12,883円)
- >令和3年度と比較し、1ヶ月で221円(折半額110.5円)の増額

令和4年度 岩手支部保険料率 計算方法の詳細

①医療給付費についての調整前保険料率

(百万円)

	R3年度	R4年度	差
岩手支部医療給付費 (料率セット時見込み)	54,285	54,837	+552

岩手支部医療給付費 岩手支部総報酬額 54,837,139,870円 911,739,921,089円 6.015% _[前年度比+0.070%]

(百万円)

	R3年度	R4年度	差
岩手支部総報酬額 (料率セット時見込み)	913,048	911,740	▲ 1,308

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

②年齢調整

- ●全国平均の加入者 1 人当たり医療給付費×岩手支部加入者数
 - = 130,214円 × 410,328人 ≒ 53,430,303,501円 ・・・・⑦
- ●全国平均の年齢階級別加入者1人当たり給付費に、岩手支部年齢階級別の加入者数を乗じた額を合計した額

左捻# #	全国平均の医療給付費	岩手支部加入者数	医療給付費×加入者数	
年齢構成	(令和4年度見込み)	(令和4年度見込み)		
0~ 4 歳	158,947	16,557	2,631,695,045	
5~ 9 歳	78,508	20,632	1,619,752,369	
10~14 歳	67,444	22,769	1,535,665,475	
15~19 歳	58,861	25,087	1,476,659,886	
20~24 歳	56,108	23,285	1,306,495,072	
25~29 歳	68,662	22,697	1,558,430,470	
30~34 歳	78,607	25,696	2,019,881,939	
35~39 歳	84,823	31,680	2,687,160,246	
40~44 歳	95,021	36,352	3,454,221,103	
45~49 歳	115,131	38,335	4,413,613,551	
50~54 歳	146,572	34,637	5,076,780,704	
55~59 歳	185,337	36,106	6,691,868,155	
60~64 歳	232,161	36,868	8,559,418,829	
65~69 歳	293,092	25,546	7,487,342,191	
70~74 歳	412,915	14,079	5,813,603,309	
合計		410,328	56,332,588,346	

●年齢調整額=⑦ー①=▲2,902,284,845円

岩手支部は高年齢者の構成比が全国平均より高いため、年齢調整の結果、年齢調整額が「負の値」となり、保険料率は下がる方向に調整される。

③所得調整

●全国の医療給付費の総額を支部毎の総報酬額で按分した額

●全国平均の加入者1人当たり医療給付費に岩手支部加入者数を乗じた額

●所得調整額= ヴ - 🕮 = ▲5,241,840,255円

岩手支部は所得水準が全国平均より低いため、所得調整の結果、所得調整額が「負の値」となり、保険料率は下がる方向に調整される。

④共通保険料率(全国一律の部分)

共通料	率(A + B - C)	4.71 % 【前年度比 ±0%】
	A. 第2号都道府県単位保険料率	3.90 %
	B. 第3号都道府県単位保険料率	0.84 %
	C. 収入等の率	0.03 %
第1号	平均保険料率	5.29 %
計		10.00 %

- ・第2号都道府県単位保険料率(共通料率のA)及び収入等の率(共通料率のC)には、 インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号都道府県単位保険料率(共通料率のB)及び収入等の率(共通料率のC)には、 令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

【第2号都道府県単位保険料率】

全国計の第2号経費合計額

全国計の総報酬額

=3.90%

※第2号経費・・・現金給付費、前期高齢者納付金、 後期高齢者支援金等

【第3号都道府県単位保険料率】

_ 全国計の第3号経費合計額

=0.84%

全国計の総報酬額

※第3号経費···業務経費、一般管理費、 準備金積立等

【収入等の率】

全国計の収入等見込額

全国計の総報酬額

--- = 0.03%

※収入等見込額・・・日雇い保険料収入、雑収入等

参考: 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(令和4年度見込み)

【支出】 (百万円)

·· ·	*****
法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,251,390
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	455,443
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,418,947
・前期高齢者納付金	1,340,002
・後期高齢者支援金	2,078,875
・退職者給付拠出金	61
・病床転換支援金	8
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	185,205
・一般管理費(国庫負担を除く)	83,910
・貸付金	120
・雑支出	72,088
・準備金積立て	458,526
*事務経費・雑支出(国)	37,669
合 計	9,963,298
【収入】	
保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,935,785
その他収入	
・貸付金返済収入	120
・雑収入	22,736
*日雇特例被保険者保険料収入	1,155
*雑収入等(国)	3,502
合 計	9,963,298

- ・*については、国の予算において計上されるもの。
- ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は 第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号経費及びその他収入において、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

⑤前々年度精算分

※令和4年度の都道府県単位保険料率の算定においては、令和2年度の都道府県支部毎の収支決算における収支差について精算する必要がある。

令和2年度の岩手支部の収支差は、マイナス約604,074千円(当初の見込みよりマイナス。つまり収支が見込みより悪かった。)となっており、その分について、令和4年度において保険料率を引き上げる事となる。

⑥インセンティブ分

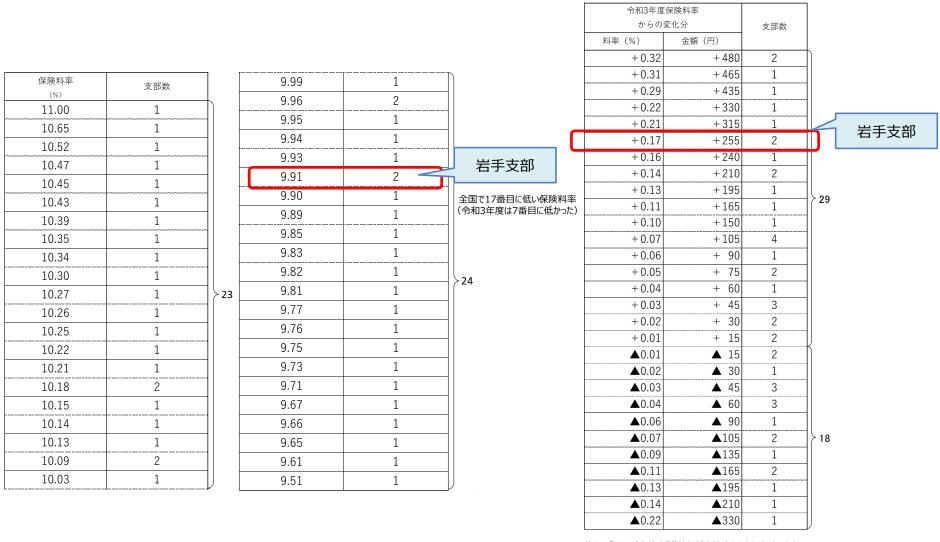
※令和4年度の都道府県単位保険料率の算定においては、令和2年度のインセンティブ制度の実施結果を反映させることとなる。

令和2年度のインセンティブ制度の実施による加減算額は、プラス約62,301千円となっており、その分、令和4年度において保険料率を<mark>引き上げる</mark>事となる。

全国における岩手支部の位置

令和4年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数 (暫定版)

令和4年度都道府県単位保険料率の令和3年度からの変化 (暫定版)



注 1. 「+」は令和4年度保険料率が令和3年度よりも上がったことを、

^{「▲」}は下がったことを示している。

^{2.} 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後) の増減である。

Ⅱ. 令和4年度保険料率について 【介護分】

Ⅱ. 令和4年度 介護保険料率について

収支見込 (介護分)

(単位:億円)

		R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	備考
	保険料収入	10, 379	11, 002	10, 229	R2年度保険料率: 1.79%
収	国庫補助等	_	-	1	R3年度保険料率: 1.80%
入	その他	_	-	-	R4年度保険料率: 1.64%
	計	10, 379	11, 002	10, 229	, 納付金対前年度比
	介護納付金	10, 303	10, 291	10, 480	⇒ + 189
支出	その他	21	55	ı	
	計	10, 324	10, 345	10, 480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

- 注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
- 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として算出することになる。 令和4年度の介護納付金の金額や令和3年度末に見込まれる剰余分等を踏まえると、<u>令和4年度の介護保険料率は、</u>令和3年度の介護保 険料率1.80%よりも0.16%減少し、1.64%となる。
- なお、介護納付金については、令和4年度は約1兆480億円の見込みであり、令和3年度から189億円増加する見込み。これは、前々年度の介護納付金を精算した際の戻り額(令和2年度に納付した介護納付金について、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額:▲1,373億円)の影響により介護納付金を減少させる要素があるものの、介護給付費の増加等により概算額が増加したため。